

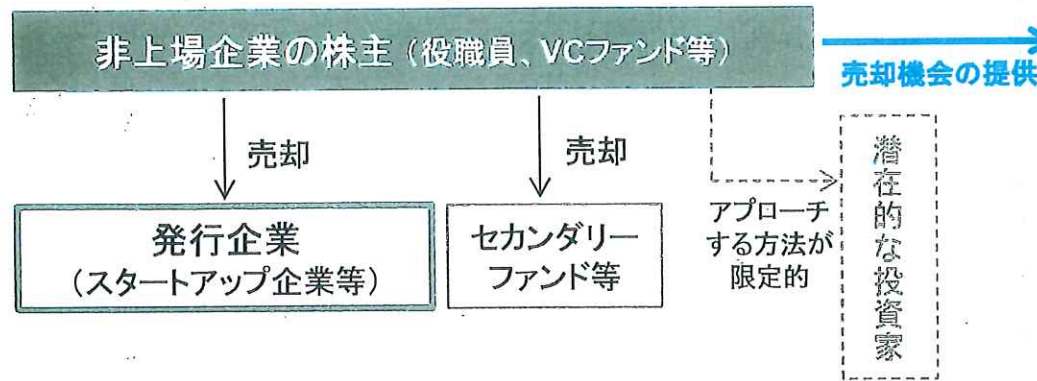
非上場有価証券の流通活性化

□ 非上場有価証券の仲介業務の参入要件を緩和し、非上場有価証券の流通を活性化

課題と対応

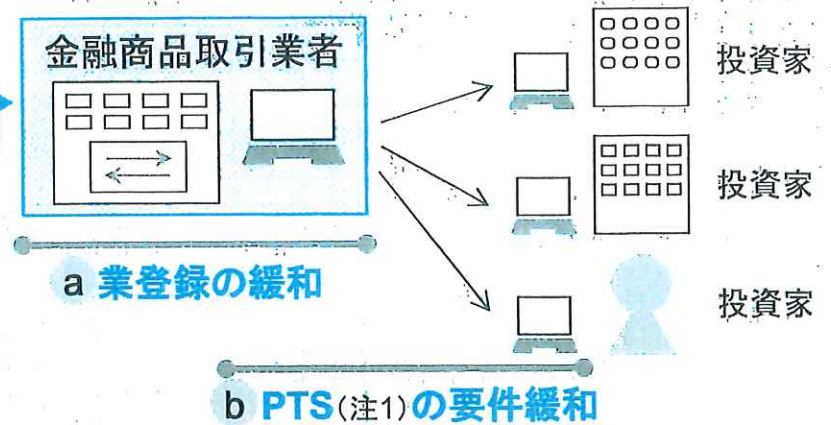
課題

- 現状、非上場株式の売却は限定的
(潜在的な投資家にアプローチできず、換金が容易でない)
⇒ 換金のために小粒上場を行い、その後の成長停滞の原因となっているとの指摘



対応

- 非上場株式の仲介業務を行う事業者の参入を促進し、株主に売却・換金の機会を提供



a 非上場有価証券の仲介業者の登録要件緩和

- **プロ投資家(特定投資家)を対象**(注2)として、**非上場有価証券の仲介業務に特化**し、原則として有価証券や金銭の預託を受けない場合には、**第一種金融商品取引業の登録要件等を緩和**(資本金要件の引下げ(5000万円→例えば1000万円)[政令改正事項]、自己資本規制比率等)(注3)【改正金商法第29条の4の4等】
(注2)換金ニーズに応えるため、一般投資家も「売却」は可能
(注3)外国投資信託等を日本のプロ投資家に仲介する場合も対象とする

b 非上場有価証券の電子的な取引の仲介業務(PTS)の参入要件緩和

- 非上場有価証券の電子的な取引の場を提供する場合、取引規模が限定的なときは、**PTSの認可を要せず、第一種金融商品取引業の登録により運営可能**とする
- 現在の認可で求めている追加的な**資本金要件(3億円)を課さない**こととするとともに、**システム要件**(システムの二重化[監督指針改正事項])等を**緩和**(注4)
【改正金商法第30条第1項等】
(注4)取引の管理等に関する必要な規制は適用

改正事項

(注1)PTS(Proprietary Trading System(私設取引システム))とは、電子的技術を活用して取引の仲介サービスを提供する取引システム